

保育施設入所申込みに関する確認票および同意書

下記の内容をご確認のうえ、確認欄にチェックし、署名・押印をお願いします。

(2020.08)

確認事項		確認欄
1	申込内容が事実と異なる場合や虚偽があった場合は、入所決定の取り消しまたは保育の実施を解除（退園）します。	<input type="checkbox"/>
2	申込後、家庭状況（住所、家族構成、就労状況等）に変更が生じる場合は、速やかに保育課入園支援係に連絡してください。書類の提出が必要になります。	<input type="checkbox"/>
3	希望施設は、希望する順番・通える範囲で記入してください。6か所以上希望するときは申込書や別紙に記入してください。利用調整は記入した希望施設のみ行います。	<input type="checkbox"/>
4	原則として年度途中の転園はできません。入所後に転園を希望する場合は、翌年度の4月入所申込み時に新規で入所申込みしてください。	<input type="checkbox"/>
5	申込後に利用の意思・理由がなくなった場合や市外に転出する場合は、速やかに保育課入園支援係に連絡してください。	<input type="checkbox"/>
6	提出いただいた書類について、勤務先等に電話や訪問で確認することがあります。	<input type="checkbox"/>
7	就労での利用要件は、「月64時間以上の労働を常態としていること」です。要件に該当しない場合、最低賃金程度の収入を伴わない場合は、就労を理由とした利用はできません。	<input type="checkbox"/>
8	求職活動で入所決定した場合、就労が決まり次第、就労証明書を提出してください。就労条件が基準を満たす場合には標準時間に変更可能です。求職活動で入所できるのは最大3か月までです。決められた期間内に就労証明書が提出されない場合および勤務が開始されない場合、保育の実施を解除（退園）します。	<input type="checkbox"/>
9	就労予定で入所決定した場合、就労したことの確認のために入所した月の末日までに就労証明書を再度提出してください。なお、申込内容と異なる就労（転職や雇用形態・就労時間の変更等）は認められません。就労内容に変更があった場合は、入所決定の取り消しまたは保育の実施を解除（退園）します。	<input type="checkbox"/>
10	育児休業から復職予定で入所決定した場合、入所した月の末日までに元の勤務先に復職してください。復職後に就労証明書を再度提出していただき、復職した確認を行います。なお、申込内容と異なる就労（転職や雇用形態・就労時間の変更等）は認められません。就労内容に変更があった場合は、入所決定の取り消しまたは保育の実施を解除（退園）します。	<input type="checkbox"/>
11	保育料等（副食費等を含む）は1か月単位です。登園状況に関わらず、1か月分の保育料等がかかります。毎月の保育料等は納期限までに必ず納入してください。	<input type="checkbox"/>
12	保育料等が滞納となった場合、自宅・在籍園・勤務先等に、電話や訪問による催告、児童手当からの充当、また財産の差押を行うことがあります。滞納が続く場合、保育の実施を解除（退園）する場合があります。また、保育料等の収納情報を必要に応じて保育施設に提供します。	<input type="checkbox"/>
13	保育料等は父母の市民税額により算定します。父母が非課税の場合、同居している祖父母のうち市民税額の高い方を算定の対象とします。	<input type="checkbox"/>
14	保育料等は世帯の市民税額により算定するため、離婚しても児童と同居している場合や、別居しても戸籍上離婚していない場合（特別な事情を除く）は、父母の市民税額を合算し保育料等を算定します。	<input type="checkbox"/>
15	保育所等は就労等の理由で「保育を必要とする時間」に限り、お子様を保育する施設です。保育必要量【標準時間（最大11時間）・短時間（8時間）】の認定、および利用する時間には、買物等、保護者の私的な用事は含まれません。	<input type="checkbox"/>
16	入所前にならし保育期間はありません。入所当初は児童が施設に慣れるため徐々に保育時間を延ばす「ならし保育」を行います。ならし保育を行っている間は認定された利用時間に関わらず早いお迎えとなります。	<input type="checkbox"/>
17	栃木市外から転入予定で申込みする場合、入所月の初日までに必ず栃木市に転入してください。入所月の初日までに転入できない場合、入所決定は取り消しとなります。	<input type="checkbox"/>
18	入所期間中であっても、長期欠席が1か月以上続く場合や入所要件を満たさなくなった場合（退職等により家庭内保育が可能と判断された場合など）は、保育の実施を解除（退園）します。	<input type="checkbox"/>

栃木市長 あて

上記の確認事項について同意のうえ申込みます。

令和 年 月 日

保護者名 _____ ①

児童名 _____